

報道機関 各位

記者発表資料

平成17年4月21日(木)

問い合わせ先：食品環境安全室

担当：内田 彰

電話：829-1301

内線：2940

食の安全基本方針を策定しました

さいたま市では、市民の皆様安心して食生活を送っていただけるよう「さいたま市食の安全基本方針」を策定しました。

1 目的

食の安全基本方針は、本市の食の安全に関する総合指針として機能し、市として一貫した食の安全対策を図ること、また、消費者、事業者と相互に連携、協働した食の安全事業を推進することを目的としています。

2 行政、事業者の責務と消費者の役割

● 行政の責務

事業者や消費者からの意見聴取に努めるとともに、正確でわかりやすい情報を提供します。また、監視指導体制を強化します。

● 事業者の責務

食品の生産、製造から加工、流通、販売に至るすべての過程において、安全の確保に努めます。

● 消費者の役割

食に関する必要な知識と理解を深め、行政や事業者への意見を述べるなど、積極的な役割を果たします。

3 市の基本的な取り組み

- (1) 食の安全に関する情報を迅速にわかりやすく提供します。
- (2) 食の安全に関する相談に積極的に応じます。
- (3) 食品の安全性を確保するための監視、指導及び検査を強化します。
- (4) 事業者の自主的な衛生管理と食品表示の適正化を推進します。
- (5) 安全で安心できる食生活の一助として、地産地消を推進します。
- (6) 市民一人ひとりが食を大切に思う気持ちと、望ましい食習慣を身につけるため、「食育」を推進します。

4 市の具体的な取り組み

2 2 項目の具体的な取り組みを定めています。

5 年度ごとの監視指導計画の作成

「食品衛生法」に基づき、市の実情を踏まえて効果的に監視指導を行うため、監視指導の実施に関する基本的な視点や、重点的監視指導を実施すべき項目に関する事、監視指導の方向などを定めるものであり、食の安全基本方針の実施計画ともいえるものです。

6 食の安全委員会委員名簿

(別添のとおり)

7 基本方針策定の経緯

平成15年度 ・庁内検討会で検討

平成16年度 ・パブリックコメントを実施 (H17.1～ H17.2)

- ・食の安全委員会 (合計4回開催)
- ・ 庁内対策会議 (合計3回開催)

さいたま市食の安全委員会 委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏 名	
委員 長	きでら ひろこ 木寺 博子	元十文字学園女子短期大学教授
副委員 長	かわな あきら 川名 昭	(株)埼玉県魚市場 代表取締役社長
	いとう やすかず 伊藤 恭一	埼玉県消費者団体連絡会 事務局長
	あだち さえこ 安達小枝子	さいたま市消費者団体連絡会
	もりかわ てるこ 森川 照子	さいたま市食生活改善推進員協議会副会長
	はぎわら さとみ 萩原 知美	田舎暮らし体験「かあちゃん塾」主宰
	たての しょういち 館野 彰一	JAさいたま営農経済部長
	みやうち せいじ 宮内 誠治	(株)ロッテ浦和工場 生産技術課主査
	おきやま きよし 沖山 潔	(株)マルエツ 物流システム本部長
	たかはし たかし 高橋 隆始	さいたま市食品衛生協会副会長